

事 務 連 絡  
令和8年8月4日

各 都 道 府 県 私 立 高 等 学 校 事 務 担 当 課  
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 御 中  
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 株 式 会 社 立 事 務 担 当 課

文部科学省初等中等教育局  
高 等 学 校 振 興 課

#### 通信制高等学校における学習指導等の配慮について

令和8年熊本地震による被災により、やむを得ずスクーリングへの出席や、その他課題への対応ができない生徒に対して、学習機会確保の観点から、下記の事項について十分御留意くださるようお願いします。

都道府県私立高等学校事務担当課においては所轄の通信制高等学校及び学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体株式会社立学校事務担当課においては所轄の学校設置会社及び通信制高等学校に対して周知をお願いします。

#### 記

通信制高等学校、特に、広域通信制課程を置く高等学校については、実施校において、通信教育連携協力施設とも連携しながら、令和8年熊本地震で被災した生徒の状況を把握し、学習機会確保の観点から配慮を行うこと。例えば、以下のような取組を行うこと。

- ・添削課題の提出や、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導の視聴等の期限やその報告について、期限を延期するなど配慮すること。
- ・対面での実施を求めている面接指導や試験について、当該生徒に対して実施日を変更するなど配慮すること。

(本件連絡先)

文部科学省 初等中等教育局 高等学校振興課  
高校教育改革室 定時制・通信制高校係  
電 話：03-5253-4111 (内線 3563, 3705)